

終わりに

「イノベーション国家」への転換を図る中国では、公平で秩序ある市場環境を維持し、国際イメージを維持するためにも知的財産権の保護強化は必至であり、近年は知的財産権保護にかかる法整備、特別行動の実施と指導者グループの設立、新たな取締り手法（公安部門による「」、広東省の「三打兩建」、法執行機関と企業などによる「模倣品取締りネットワーク」など）、利侵害、偽造・粗悪品取締活動に対する査定制度の導入など、絶えず施策を打ち出している。しかしながら、模倣・粗悪品の製造・販売状況は業者の手口の巧妙化、オンライン化などが進んでおり、取締りが難しい案件が増えている点や実際の模倣品調査・取締り現場では法執行職員不足ですぐに摘発してもらえない、法執行機関の管轄の問題、地方保護主義など解決すべき課題は山積しているといえる。

本報告書で紹介したように、中央の動きに応じて地方政府も法整備を進め、先駆的な取り組みを講じて取締力の強化や再犯防止などにつとめており、権利者はこうした取り組みに関する情報を随時入手し、権利侵害品が多い地域の地方政府や執行機関に拡大するための働きかけを積極的に行うことが必要だろう。

[執筆協力]
駿麒国際諮詢有限公司

[発行]
ジェトロ北京事務所 知識産権部
TEL: +86-10-6528-2781
FAX: +86-10-6528-2782

2013年12月発行 禁無断転載